

Provocative thought

ニュース・レター

Japanese Services Desk

Client Communication

2010年10月

- 消費者との標準契約書(Standard Form Consumer Contract)に係る法改正: 日系企業のオーストラリアでの消費者取引に与える影響について
- 遠隔地勤務(Living Away From Home)について

pwc

*What would
you like to grow?*

Contents

1	消費者との標準契約書 (Standard Form Consumer Contract) に係る法改正：日系企業のオーストラリアでの消費者取引に与える影響について	2
2	遠隔地勤務 (Living Away From Home) について	3
3	PwC の出版物	5
4	PwC Japanese Services Desk Contact List	6

1 消費者との標準契約書(Standard Form Consumer Contract)に係る法改正：日系企業のオーストラリアでの消費者取引に与える影響について

2010年7月1日、オーストラリア取引慣行法(Australian Trade Practices Act)が改正されました。今回の改正は、オーストラリアにおいて消費者への商品の販売及びサービスの提供を行っている企業に何らかの影響を与えるものと思われます。この法改正には、企業と消費者との間で交わされる標準契約書(standard form consumer contract)に関連した新たな規制の導入が含まれております。契約書のある条項が消費者に対し不公正であると判明した場合その条項または契約そのものが無効とされる可能性が存在しているものとの考えられます。

標準契約書の概要

消費者との標準契約書とは、個人に物品またはサービスの提供、土地の売却または賃貸借を行なう際に使用される契約書であり、完全にまたは主に個人用、家庭用に購入する物品、サービスまたは土地を取引対象としています。顧客個人の状況にかかわらず契約書の文言が統一されている場合、または当事者の一方により作成され、その文言が変更不可能な契約書は、標準契約書とみなされます。

一般的な例としては、携帯電話、有料テレビ放送、割賦販売、製品保証、物品の販売に関する契約が挙げられます。今回の法改正は、一部の保険契約や金融商品・サービスにも適用されます。

標準契約書の条項が不公正と判断される場合

下記の場合、標準契約書の条項が不公正と判断されます。

- 企業と消費者との間でその権利に著しい不均衡を生じさせると考えられる場合
- 当該条項から便宜を受けると考えられる当事者の正当な利益を保護する合理的な必要性がない場合
- 当該条項が適用されるまたは当該条項に依拠した場合、当事者に(経済的または非経済的)損失を発生させると考えられる場合

不公正と判断された場合の商取引への影響

オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)またはオーストラリア証券投資委員会(ASIC)が消費者からの申立または独自の調査の結果、標準契約書の条項に不公正なものがあると判断した場合、当該契約書を発行した企業は、事業上重大な影響をうけることになるものと考えられます。不公正と判断された条項または契約全体が、無効と宣言される可能性が存在しています。当該標準契約書が多数の消費者との契約に使用されている場合、個々の契約自体またはその一部が無効になり、法的拘束力を失い、その結果消費者側が企業側に対し補償請求を行なうことになるものとも考えられます。

当該リスクを管理する方法

オーストラリアにおいて消費者へ物品の販売またはサービス提供を行っている企業は契約書を見直し、標準契約書を使用しているかどうか、もし使用している場合、新規制の下で「不公正な条項」と判断される可能性のある条項がないか検討する必要があるものと考えられます。

PwCは現在多数のお客様にこの作業のサポートを行っております。当該記事の内容または弊社のサービスにご関心のある方は、当方のJapan Service Deskの御社担当者までお問い合わせください。

2 遠隔地勤務 (Living Away From Home) について

被雇用者が業務を遂行する為に、一時的に通常の居住地から離れて生活する必要が生じた場合、その被雇用者は「遠隔地勤務」(Living Away From Home: LAFH) として、非課税ベネフィットの供与を受けられる可能性があります。一般的な目安として、一時滞在ビザでオーストラリアに入国した被雇用者が、LAFHとして一時的な滞在をしているとみなされる期間は約4年間です。

被雇用者がLAFHであるとみなされる為に必要な2要件

- 業務遂行の為に通常の居住地から離れる必要があったが、そうでなければ通常の居住地に住み続けていたであろうこと
- 一時滞在による赴任期間の終了後、通常の居住地に戻る意思があること

該当する被雇用者は、雇用者に対して、被雇用者本人がLAFHの要件を満たしている旨の宣誓書を毎年提出する必要があります。

住居費

被雇用者がLAFHの対象である場合、雇用者は被雇用者の住居費を、経済的利益税(Fringe Benefits Tax: FBT)や所得税の対象外として供与することが可能です。また、LAFH対象者である場合、家具や家電製品のレンタル費用、家財の倉庫保管や引越費用、電話・ガス・電気の初期接続費用等のベネフィット供与がFBTの減免措置の対象となる場合があります。

(注: 電話・ガス・電気の使用料については、FBT課税対象となります。)

一時帰国費用

雇用者が海外勤務の被雇用者及びその家族に対し、母国への一時帰国費用あるいはその他の国への渡航費用を供与した場合、50%相当額がFBTの軽減対象になる場合があります。この軽減措置が適用できるのは、FBT年度につき一回の旅行のみで、その他の旅行は全額がFBTの課税対象となります。

食費手当

海外勤務により、食費が通常の場合よりも多く発生することがありますが、雇用者が負担した追加的な費用は、FBT及び所得税の対象外となります。オーストラリア税務当局 (Australian Taxation Office: ATO) は、家族構成を基にした適正な食費手当の目安を毎年発行しています。

教育費

LAFHとしてオーストラリアに海外赴任した被雇用者について、子女教育費(授業料、制服、教科書等)を雇用者が負担した場合、FBTの減免措置の対象になる場合があります。25才以下で就学中の子供に関する費用がこの減免措置の対象となります。

雇用者及び被雇用者の義務

LAFH優遇措置の適用可否は、各被雇用者の状況によって異なります。雇用者及び被雇用者が優遇措置を最大限に享受する為には、慎重な事前検討と、適切な記録の保管が必要となります。

被雇用者がLAFHベネフィットの対象であるかどうかは、被雇用者の状況に変化が生じる度に見直しを行う必要がありますが、特に以下のような場合は注意が必要です。

- 雇用契約の延長または変更
- 昇進

- オーストラリア永住権ビザの申請
- オーストラリアにおける不動産の購入

特にご留意いただきたい点として、LAFH としての優遇措置を受ける為には、毎年FBT申告前に、被雇用者から雇用者に宣誓書を提出する必要があることが挙げられます。雇用者はまた、会社の海外派遣規定や、個人の雇用契約が、オーストラリアの税法及び労働法に準拠したものであることを確認する必要があります。

3 PwC の出版物



- アジアM&Aガイドブック
アジアにオーストラリアを加えた11の国と地域のM&Aマーケットの状況、投資規制環境、税制及び実務上の留意点を解説しています。



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)
IFRSに関する初歩的な事項をIFRSに関する初歩的な事項をQ&A形式でとりあげ、IFRSの会計処理やIFRS導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS
国際会計基準で企業経営はこう変わる
IFRSによって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方にIFRSへの理解・関心をもってもらえるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較 (英語版・日本語版)



- オーストラリアにおける事業活動 入門ガイド 2010
Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

PwC has a number of industry publications available upon request.

(当該記載内容及びPwC刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

4 PwC Japanese Services Desk Contact List

PwCは、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Deskは、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させて頂いております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本のPwCグループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwCアドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させて頂いております。

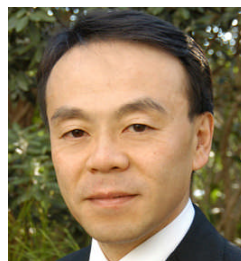
Sydney Office

Darling Park Tower 2
201 Sussex Street
Sydney, New South Wales 2000
Australia



Jason Hayes

(ジェイソン ヘイズ)
+61 (2) 8266 5208
jason.hayes@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Naoto Tanaka

(田中 直人)
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Hiroki Takehara

(竹原 広樹)
+61 (2) 8266 4020
hiroki.a.takehara@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Toru Aikawa

(会川 徹)
+61 (2) 8266 0462
toru.a.aikawa@au.pwc.com
M&Aアドバイザリー/業務改善等



Kenichiro Saida

(才田 健一郎)
+61 (2) 8266 3779
kenichiro.a.saida@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Rika Tamura

(田村 りか)
+61 (2) 8266 1639
rika.tamura@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Japan Desk Coordinator

Satoko Fujita

(藤田 聡子)
+61 (2) 8266 2874
satoko.fujita@au.pwc.com
税務・法務関連業務

Melbourne Office

Freshwater Place
Level 19
2 Southbank Boulevard
Southbank, Victoria 3006
Australia



Haruo Nire

(榎 晴雄)
+61 (3) 8603 3759
haruo.nire@au.pwc.com
非上場会社/在豪子会社等への
会計監査/税務/法務



Daisuke Shibata

(柴田 大輔)
+61 (3) 8603 5186
daisuke.a.shibata@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Masao Kamiyama

(神山 雅央)
+61 (3) 8603 4383
masao.kamiyama@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Norie Iwamoto

(岩本 展枝)
+61 (3) 8603 5693
norie.a.iwamoto@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Practice Administrator

Otone Sugawara

(菅原 音彌)
+61 (3) 8603 5363
otone.sugawara@au.pwc.com
法人アドバイザー及び組織改革
関連業務

Perth Office

QV1 Building
Levels 19-21
250 St Georges Terrace
Perth, WA 6000 Australia



Naoto Tanaka

(田中 直人)
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Naoko Mulgat

(マルガット 尚子)
+61 (8) 9238 3408
naoko.mulgat@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Daisuke Shibata

(柴田 大輔)
+61 (3) 8603 5186
daisuke.a.shibata@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Yumiko Nakajima

(中嶋 由美子)
+61 (8) 9238 3151
yumiko.nakajima@au.pwc.com
税務・法務関連業務

pwc.com
pwc.com.au
pricewaterhousecoopers.co.jp

プライスウォーターハウスクーパース株式会社のご紹介

プライスウォーターハウスクーパース株式会社は、ディールアドバイザーとコンサルティングサービスを提供する国内最大規模のコンサルティングファームです。M&Aや事業再生・再編の専門家であるディールアドバイザー部門と経営戦略の策定から実行まで総合的に取り組むコンサルティング部門が連携し、クライアントにとって最適なソリューションを提供しています。世界151カ国16,300人以上のスタッフを有するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のネットワークを生かし、約1,600名のプロフェッショナルが企業の経営課題の解決を支援しています。

© 2010 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity

© PricewaterhouseCoopers. すべての権利はPricewaterhouseCoopersに帰属します。PricewaterhouseCoopersは、PricewaterhouseCoopers International Limitedのメンバーファームのネットワークのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

Disclaimer

These materials have been prepared by PricewaterhouseCoopers International Limited; the information is for general reference only. Information contained in these materials may not be current or accurate. These materials are not a substitute for reading any relevant accounting standard, professional pronouncement or guidance or any other relevant material. Specific company structure, facts and circumstances will have a material impact on the financial reports. No entity should undertake or refrain from any action based on the information in these materials; advice which is specific to your circumstances should always be sought from a professional adviser. No responsibility for any loss incurred as a result of reliance on these materials will be accepted by PricewaterhouseCoopers.

免責条項:この資料はPricewaterhouseCoopers International Limitedによって作成されたものであり、一般的な参考資料としてのみ用いられるべきものです。ここに含まれている情報は最新あるいは正確でない場合があります。関連した会計基準、公的専門機関による発表、ガイダンス、その他の関連資料の代わりになるものではありません。特定の法人形態、事実関係、状況が財務報告書に重要な影響を与えます。この資料に記載されている情報をもとに行為を起こしたりあるいは控えたりするべきではありません。御社の特有の状況に対するアドバイスを常に専門家から御入手下さい。PricewaterhouseCoopersはこの資料に依存した結果生じた損失に関して一切責任を負いません。

最終更新:2010年